

養老町パブリックコメント手続実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続について基本的な事項を定め、町民の町政への参画を進めることによって、町の基本的な政策等の形成過程における公正性の確保と透明性の向上を図り、町民との協働による町政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）パブリックコメント手続 町の基本的な政策等の形成過程において、その政策に関する計画等の案の趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行う手続をいう。

（2）実施機関 町長、消防本部、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会をいう。

（3）町民等 次に掲げるものをいう。

ア 町内に住所を有する者

イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 町内に在する事務所又は事業所に勤務する者

エ 町内に在する学校に在学する者

オ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

（対象）

第3条 パブリックコメント手続の対象となる基本的な政策等（以下「政策等」という。）は、次に掲げるものとする。

（1）町の基本的な政策に関する計画及び指針等の策定及び改定

（2）町政の基本的かつ重要な制度または方針を定める内容とする条例の制定又は改廃

（3）町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例

（4）その他町民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす計画、条例、規則又は、要綱の策定、改定、制定又は改廃

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

（1）金銭の賦課徴収に関するもの

- (2) 迅速、緊急を要するもの又は、内容が軽微なもの
- (3) 法令等の規定に基づき広く町民等の意見を聴取行うもの
- (4) 審議会等がパブリックコメント手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により意見聴取を行うもの
- (5) 政策等の対象が一部町民に限られるもの等の理由により実施機関がパブリックコメント手続の実施が適当でないと認めたもの

(政策等の案の公表)

第 4 条 実施機関は、最終的な意思決定を行う前に、政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる事項及び資料を併せて公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的
- (2) 政策等の案を作成した際の実施機関の考え方
- (3) その他内容を理解するのに参考となる資料

(公表方法)

第 5 条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町ホームページへの掲載
- (2) 町情報公開コーナー及び実施機関の担当窓口における閲覧及び配布

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案の公表に併せて、次に掲げる事項を町広報紙及び町ホームページに掲載し、政策等の案が広く町民等に周知されるよう努めるものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 意見の募集期間及び提出方法
- (3) 政策等の案の閲覧及び入手方法

(意見等の提出期間及び提出方法)

第 6 条 意見の提出期間は、政策等の案を公表した日から 30 日以上の期間を設けて受付なければならない。ただし、緊急の場合等町の機関がやむを得ないと認めた場合については、この期間を短縮することができる。この場合においては、パブリックコメント手続の実施にあたり、その理由を明らかにしなければならない。

2 前項の規定による意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への直接書面による提出
- (2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) その他実施機関が認める方法

3 意見を提出しようとする町民等は、住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、所在地及び名称）電話番号を明らかにしなければならない。

（意見の取扱及び公表）

第7条 実施機関は、提出された意見を考慮して政策等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等についての意思決定を行ったときは、提出された意見及びこれに対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときは、その修正の内容を公表するものとする。ただし、養老町情報公開条例（平成12年養老町条例第一号）第6条に規定する公開しないことができる公文書に該当するものについてはこの限りではない。

3 第5条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、平成20年7月1日以降に実施機関が意思決定を行う政策等について適用する。